平成２６年（フ）第６９号
茨城県石岡市若松３丁目７番40号　ＮＳグリーンヒル101号
債務者　長谷川弘志
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
埼玉県富士見市上沢１丁目23番７号、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目５番28号　吉原荘101酒井方
債務者　佐藤　勝義
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３号
静岡県掛川市吉岡1770番地
債務者　溝口とみえ
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
静岡県掛川市弥生町59番地　ＣＯＺＹ弥生201号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区高丘東４丁目18番12号
債務者　高橋　達代
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
仙台市太白区袋原１丁目７番19号
債務者　堤　　崇祥
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
仙台市太白区上野山３丁目13番５号
債務者　渡邉　裕一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
宮城県気仙沼市栄町２番18号　伊藤アパート
債務者　白幡ケイ子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第５８号
秋田市将軍野東１丁目８番37号　杉崎方、住民票上の住所秋田市新藤田字高梨台173番地市営住宅25号
債務者　井上　幹夫
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９号
福島県いわき市小名浜大原字芳原129番地
債務者　箱崎　利恵
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第６１号
茨城県那珂郡東海村大字村松1036番地　清水ＡＰ204号
債務者　後藤　清美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
茨城県ひたちなか市大字佐和1619番地１
債務者　小原　隆雄
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
茨城県水戸市大工町３丁目６番11号、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村豊白１丁目７番30号
債務者　福地　朋恵
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西４丁目14番10号　正神堂ハイツＡ101
債務者　永盛　幹夫
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７１号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西４丁目14番10号　正神堂ハイツＡ101
債務者　永盛　久子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
茨城県ひたちなか市大字市毛858番地82
債務者　小柳　武春
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
茨城県水戸市笠原町1097番地の６　サンビレッジ笠原Ｂ棟102号
債務者　小沼美加子（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
茨城県つくば市豊里の杜２丁目30番地17
債務者　奥岡　七絵
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係